

政務活動費運用指針

泉 佐 野 市 議 会

(令和4年4月)

目 次

I. 政務活動費について

政務活動費とは	1
政務活動費を使用した活動の公務性	1
政務活動費の法的性格	1
議長調査権	2
透明性の確保	2
政務活動費を充てることができる経費の範囲	2
政務活動費を充てることができない経費	4

II. 政務活動費の運用指針

政務活動費執行にあたっての原則	6
実費弁償の原則	6
按分の考え方	6
説明責任	6

項目別充当指針

(1) 調査研究費	7
(2) 研修費	9
(3) 広報費	9
(4) 広聴費	10
(5) 要請・陳情活動費	10
(6) 会議費	11
(7) 資料作成費	12
(8) 資料購入費	13
(9) 人件費	14
(10) 事務所費	14

共通の留意事項

・会計帳簿等の整理保管について	16
・領収書等の証拠書類について	16
・備品管理等について	17
・交通費（ガソリン代）について	18
・モバイル Wi-Fi について	18
・ポイント等の処理について	18
・視察、研修等の届け出、報告について	18
・政務活動費の年度またぎの支出について	19
・政務活動費執行状況報告について	19

指針関連書式	20～
--------	-----

条例・規則	35～
-------	-----